

## 令和7年度 第1回 釜石市男女共同参画推進協議会開催結果

1. 日 時 令和8年3月26日（木）16:00～17:00
2. 場 所 第1庁舎3階 第1会議室
3. 出席者等 <出席委員9人>  
市川淳子会長、西さより副会長、石塚佳那子委員、浦嶋博幸委員、  
小山明日奈委員、菊池鍊城委員、佐々木楊篤委員、東梅和輝委員、山本理悦子委員  
<市側出席者>  
釜石市長 小野 共  
総合政策課長 金野尚史  
総合政策課男女共同参画室室長 小林 剛  
総合政策課男女共同参画室主査 古藤野 祐美
4. 経過・結果 次第のとおり、議事について事務局から説明後、質疑応答、意見交換を行った。  
主な発言等は以下のとおり。

### 議題：（報告事項）について

- 【小野市長】 配布資料にはページ番号を入れるようにした方が良い。
- 【市川会長】 質問等ないようなので、家に資料を持ち帰っていただいてゆっくり見ていただきたいと思います。

### その他：「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について

- 【山本委員】 今日現在この制度を求める方々はおいでのになりますか。
- 【事務局】 メールでの問い合わせは6年度の時点で2件ほどあり、釜石市では導入しないのかという内容の問い合わせをいただきましたが、7年度は問い合わせ等ありませんでした。
- 【山本委員】 それからパブリックコメントでも1件お返事があったようですが、その内容はつまびらかにはできませんね。
- 【事務局】 意見としては、反対意見でした。制度自体が不公平感を生むのではないか、自分の事は自分でやるってところがおざなりになるのではないか、というようなことで、反対しますという意見が1件ありました。
- 【山本委員】 ありがとうございます。
- 【市川会長】 初めて委員になった方々も結構いらっしゃいますので、令和7年5月1日の制度の施行延期通知が、どういう経過で延期になったかのご説明と、今後どの会議の場で検討を進めていくのかと、具体的な見通しについて、共通認識できるようご説明をお願いいたします。
- 【事務局】 令和7年3月に、市議会の議長・副議長と会派代表の方に制度内容の方を説明させていただいた際に、制度の中身について、疑義・意見が出されました。5月1日の導入の前に、改めて全員協議会、会派代表の正副議長だけではなくて、議員全員に話をする機会を設けて欲しいというような意見が出されました。当初協議会では令和7年5月1日に制度施行したいという話をさせていただいていたので、そのとおり実施できなかったため、5月1日には制度開始できませんでしたという通知を出させて

いただいた形になります。

今後についてですが、議員の皆様から制度の内容について疑義等がありますので、改めてこの制度の内容をどのようにしていくかの調整を図って進めていきたいということになります。

【市川会長】 それでは、今後は議会を中心に具体的に実現に向けて、進められていという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 調整の相手としてはそうです。

【市川会長】 私たちはその検討の進行状況を見守るということになるのですか。

【事務局】 今の案は前任の皆様にも、これでいいですよってということでお話していただいて、パブリックコメントにかけさせていた話でしたので、この中身がもっと変わるようであれば、こういうふうに変えたいですという形でまた確認をしていただくようなことにはなると思います。また新たに、他の自治体でこうしてるとか、また違う内容を取り入れたほうがいいようなものが出てくれば、さらに検討させていただいて、こちらの方から提案するというのも、ありえます。

【山本委員】 釜石市ではこれが認められる方向にあるという感触をお持ちですか。

【事務局】 将来的には、あると思います。例えば、皆さんが生活されてる中で、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を必要としているような方が実際おられるとか、感じられてることがあれば教えていただければと思います。

【市川委員】 その趣旨とはまだ別ですが、私たち前の委員の方々が中心となってこのガイドブックを作成した経緯があるんですけども、転入転出の時に、これらの制度が活用されてる行政区から、活用されてない釜石に来たときに、以前住んでいたところでは、いろんな制度が全部できたのに釜石に転入してきたらできないとか、そういう困りごとの解消に繋がるために、釜石市でも、こういう制度導入が、釜石に行って住民になって良かったとか、釜石が暮らしやすいなっていう視点も求められるという観点から、これから必要な制度だよなっていうことが2つの意味合いが大きく、皆さんで確認合ってガイドブックが作られたっていう経緯があったんですね。

従来いる住民だけじゃなくて、転入転出とかいろんなことも幅広く含まれて、制度導入が、求められているんじゃないかというので、なるべく早い段階で実現して欲しいというのが、ガイドブックを作った委員としては、思いが強いです。

せめて、今年度中に議会の方で検討が進んで、少しでも早く実現が見られるのかなっていうようなそういう明るい見通しが聞きたかったです。

【事務局】 すぐというのはなかなか難しいのかなっていうところはあります。

【小野市長】 議会のですね、感触ですけれども、論点があるんですけど、その論点に対して、執行部の方がうまく答えられない、説明をうまく出来ていないというのがおそらく大きい理由だろうと思っております。デリケートな問題であると同時に、かなり抽象的な話でありますので、その質問に対してですね、反論するということがなかなか難しい問題とっております。今私が言ってること自体抽象的ですが。例えば、市の男女共同参画推進プランの中に、LGBTの話であるとか、ファミリーシップ・パートナーシップ制度の記述があるのはおかしいじゃないかと言ったような話があります。別のプランでやるべきじゃないのかという主張があるわけです。

いや、違う、男女共同参画推進プランの中にそのLGBTあるいはパートナーシップ・ファミリーシップ制度その両方を入れるべきだという、その説明が、なかなか難しいんです。

あと何点かありまして、パートナーシップのガイドブックの中で、実は事実婚の話もあります。何でパートナーシップの中に事実婚の人も申請できるようにするのか、全く別の話な筈だという主張もあります。それに対しても、なかなか反論、説明がすごく難しいです。

そしてパートナーシップ制度の手続きの中に、通称で申請が可能と書いてあるわけです。でも、婚姻は戸籍上正式の名前で申請するのに、パートナーシップ・ファミリーシップ制度はどうして通称で大丈夫なのかという話があります。

そもそも、それに対してどう説明するのがすごく難しく、結局その説明の方が、なかなかしどろもどろみたいな感じになってしまって、最後、市長これでもやるのか、この状況でもやるのかと、何かあったときに市の最高責任者として責任をとれるのかという話があったときに、「申し訳ございません、少し時間をくださいと整理をさせてください」と、今の状況になっております。

制度の立て付けなりをもう少し精査し直さないといけないと考えています。要綱ですから、議会の議決は必要ないですが、今の状況では、議会の判断、18人の議員は、市民の代表でありますから、要綱だからといって、市長部局だけで判断するというわけにいかない。実は要綱の中で定めてるのは、手続きの話です。具体的に何が書いてあるかという、LGBTQあるいはそのパートナーシップ・ファミリーシップ制度を申し込んだ人がいれば、その申込者に対して市役所として受け取りましたと受領証を発行するだけ、要綱はそれを書いてあるだけです。

要綱の実質の手続き上は、議会の議決は必要ないですけども、でも市役所がその要綱を実行したということは市役所が認めたということです。釜石市の意思表示をしてしまうことになります。すごくデリケートな話で、だから議会の同意、ある程度の賛成が欲しいって実は私は思っています。導入にちょっと待ってくれという話でストップをかけているのは私です。今の状況では、おそらく議員だけでなく市民の人たちに説明ができないということで、制度の内容を精査しようという状況です。

【市川会長】ありがとうございます。すごく市長の説明で分かりました。

【山本委員】よくわかりました。

【市川会長】経過、経緯、そして論点のこととか理解できました。

【小野市長】事務局は、今日の資料も1週間ぐらい前にお渡ししておくようにした方が良い。前もって、皆さんに送って、こういうことを話しますから、ある程度読んで準備をお願いしますという趣旨の話をした方が良い。皆さん忙しい中集まってもらっているので。

【市川会長】ガイドブックの5ページを開いていただけますか、先ほど市長がおっしゃった受領証のデザインが、ガイドブックで示されています。作った私たちから言えば、もうここまで出来ていて何を具体的に前に進めないのかなってというのは、ちょっと不思議に感じるころでしたので説明ありがとうございました。今年度は今のご説明のもとに、私たちも、また新たにこのガイドブックについて、私たちに委員会での相互理解を深めながら、検討を進めていくという見通しになります。よろしくお願いたします。

それでは、市長もいらっしゃって、貴重な場面ですので、何か皆様の方からご意見とかお話とか、市長に質問とか何かあればどうぞ。

【石塚委員】不勉強で申しわけないですけど、今のこのガイドブックってというのは要綱とか手続きのような部分だというふうにおっしゃっていたんですけど、例えば事実婚、夫婦別姓の問題とか、そのあたりの話だと思うんですけど、やっぱ事実婚に対する考え方 LGBT とかに対する考え方が市としては、基になっているものがあるのでしょうか。そういうものを基に、手続きとしてのガイドブックがあるという話なのか、そこから、整理されている話なのかをちょっとお伺いします。

【事務局】プランの方は事実婚の具体的な記載とかはないです。事実婚の取り扱いはある程度、例えば住民票の届出のときには、婚姻関係じゃなくても、記載の方法でわかるようにしたりとか、同性婚とは違って、事実婚に関しては、ある程度制度的には認められている部分があります。

【東梅委員】すごい素朴な質問ですが、他のところはもうやりだしているところもあると思いますが、

多分、いい面悪い面双方あるんじゃないかなと思っていて、要は気になるところがまだあるので、多分釜石は至ってないってところだと思うんです。例えば他の市町村さんからこんな話を聞いたとか、そういったものがあれば教えてもらえば、もしかしたら、導入に向けて何かヒントになるのかと思います。何か情報として仕入れるたりとかあるでしょうか。

【事務局】導入した市からは、いい面では制度利用された方は喜ばれているっていうことでは聞いていますが、それを導入したことによって、何か悪いことがあったってことは、県の方も話は聞いてないみたいですし、市がやりとりした市町村からも聞いてはないです。

ただ制度導入にあたって、パブコメした際には反対意見等はですね、他の市町村もあったみたいです。あった中でも、導入したということです。結局、市長が先ほど説明しましたけども、この導入にあたって、制度に対するいろんな考え方がありますが、パートナーシップ制度そのものは法律に基づかない受領証を発行するものです。特別な権利とか費用発生するものでない、縛りがないということで、市独自の制度という考えのもとに、他の自治体の方ではやっている状況です。ただし、反対意見があると、市の考え方として、なかなか難しい部分があると思います。

【山本委員】ここから始まるっていいことですね。

【市川会長】はい。それでは今日いただいた資料を皆さん持ち帰っていただいて、私たちもまた山本さんおっしゃるようここから始まるなと思っています。

それでは本日の議事は以上となります。ありがとうございました。